

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第36号**

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
(直接支払) <b>第57条</b> 会計管理者は、債権者に対して直接支払をしようとするときは、領収書を徴し、債権者に小切手を交付するとともに小切手振出済通知書を出納店に送付しなければならない。ただし、債権者から現金により受領する旨の申出があるときは、出納店をして現金で支払をさせることができる。	(直接支払) <b>第57条</b> 会計管理者は、債権者に対して直接支払をしようとするときは、領収書又は支払伝票の領収欄に領収印を徴し、債権者に小切手を交付するとともに小切手振出済通知書を出納店に送付しなければならない。ただし、債権者から現金により受領する旨の申出があるときは、出納店をして現金で支払をさせることができる。 <u>2 前項の領収印は請求書の印と同一のものでなければならない。ただし、紛失その他やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</u> <u>3 前項ただし書の場合は、その印鑑を証明する書類の提出を求めなければならない。</u>

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。